

認定等申請手数料 (新築)

1戸あたり(円)

住棟の総戸数 (戸)	認定申請(5条)				譲受人 決定 (9条)	地位承継 (10条)	
	松阪市がすべて審査する場合		確認書・性能評価書を添付				
	5条1・2項・5項	5条3項・4項	5条1・2項・5項	5条3項・4項			
戸建住宅	50,900	47,900	13,500	10,500	6,000	3,000	
共同住宅等	1～5	24,000	23,000	4,900	3,900	2,000	1,000
	6～10	19,200	18,400	4,100	3,300	1,500	800
	11～25	15,100	14,500	2,700	2,100	1,000	400
	26～50	13,600	13,200	2,200	1,800	800	400
	51～100	11,600	11,400	1,600	1,400	500	300
	101～200	10,800	10,500	1,400	1,200	500	200
	201～300	10,300	10,100	1,200	1,000	400	200
	301～	9,400	9,200	1,000	800	300	100

住棟の総戸数 (戸)	変更認定申請(8条)						
	松阪市がすべて審査する場合				確認書・性能評価書を添付		
	(5条1・2項・5項⇒)		(5条3項・4項⇒)		(5条1・2項・5項⇒)	(5条3項・4項⇒)	
	構造等	構造等以外	構造等	構造等以外	構造等	構造等	
戸建住宅	26,000	7,300	24,400	5,800	7,300	5,800	
共同住宅等	1～5	12,100	2,500	11,600	2,000	2,500	2,000
	6～10	9,600	2,100	9,200	1,700	2,100	1,700
	11～25	7,600	1,300	7,300	1,000	1,300	1,000
	26～50	6,800	1,100	6,600	900	1,100	900
	51～100	5,800	800	5,700	700	800	700
	101～200	5,400	700	5,200	600	700	600
	201～300	5,100	600	5,000	500	600	500
	301～	4,700	500	4,600	400	500	400

※「確認書」は、品確法第6条の2第3項に規定する、登録住宅性能評価機関が発行するものです。

※「性能評価書」は、品確法第6条の2第4項の規定に基づき、登録住宅性能評価機関が発行したもので、長期優良住宅普及促進法第6条の基準に適合したものに限りです。

※「建築確認申請」を併願する場合は、確認申請手数料相当額を加算した金額が手数料となります。